平成２６年（フ）第７９９号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目９番３号
債務者　北園　　将
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２６号
大阪市住吉区我孫子２丁目２番２―602号
債務者　田中加寿子（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２６号
東京都町田市小野路町1780番地42
債務者　大津　　聡
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０号
東京都国立市谷保7115番地の１ドエル国立103
債務者　大野　昌之
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
静岡市清水区日立町９番23号　大滝アパート２Ｆ
債務者　山崎　優子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２　15―303
債務者　藤原まゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４３号
川崎市高津区下作延６丁目２番３号　北村方
債務者　増本　亜紀
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
川崎市中原区木月３丁目22番18号　海荘201
債務者　長谷川　明
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
川崎市川崎区日進町23番地１　日進公団712
債務者　曽我部伸一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番５―506号
債務者　藤島　金正
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
川崎市多摩区登戸3402番地　コーポ平安201
債務者　和田トミ枝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
横浜市中区寿町３丁目11番地３　栄和荘620号室
債務者　増田　康次
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４４号
横浜市栄区飯島町314番地３　ダイアパレスワンダースケープ825号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４５号
横浜市磯子区杉田坪呑２番３―215号
債務者　井上　良子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５６号
横浜市鶴見区東寺尾中台26番23号　ユナイトステージ東寺尾フランシス206号
債務者　紺野　智美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部